平成２９年（フ）第１５号
山形市江俣５丁目３番50号、開始決定時の住所山形市美畑町４番18号
破産者　阿部　雅一
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６８号
千葉県我孫子市並木６丁目１番８－603号ライブスクエアウェルズ我孫子、前住所千葉県我孫子市我孫子２丁目５番1506号　シティアＢ棟
破産者　山本　輝男
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２０号
名古屋市東区泉１丁目９番14号　高岳レジデンス403号、開始決定時の住所愛知県愛西市町方町五軒家東17番地
破産者　大富こと　八木　英勝
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５５号
愛知県長久手市富士浦401番地　県営長久手第２住宅１棟418号
破産者　ワムこと　小玉　和広
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８７号
名古屋市中川区打出２丁目328番地、従前の住所名古屋市港区善進町１丁目45番地の２
破産者　犬飼　規之
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４３４号
名古屋市守山区野萩町７番１号
破産者　川合　　純
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６８６号
大阪府大東市大野２丁目４番15号　白芳荘25号館６号
破産者　丸野　道弘
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２４０号
大阪府枚方市津田元町２丁目12番15号、前住所大阪府枚方市津田東町２丁目17番35号
破産者　太田　順子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目16番４号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市大野２丁目149番地４
破産者　綾井　芳夫
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市吉野町3852番地１　Ｊヒルズ吉野305号
破産者　四元　敦司
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
青森県八戸市大字湊町字大沢８番地４
破産者　中野　隆悦
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７号
宮城県東松島市矢本字下浦191番地　市営下浦住宅４号棟22号室、前住所宮城県東松島市赤井字星場265番地
破産者　横山　克彦
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
金沢市笠舞本町１丁目７番19号
破産者　槻　　吉郎
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１号
石川県白山市東三番町５番地１、開始決定時の住所石川県白山市安田町48番地２
破産者　三浦　厚子
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
京都府福知山市字堀西小谷ヶ丘1715－３　マンション横山203号、住民票上の住所京都府福知山市字堀1715番地の３マンション横山203号、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市字堀1727番地の３
破産者　伊藤　光男
1　決定年月日　平成30年４月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係